

**中山間地域等直接支払制度に係る
最終評価（案）について**

令和元年 5 月

長野県農政部

目 次

1	評価の位置づけと内容……………	P.1
---	-----------------	-----

2	中間年評価のフォローアップ……………	P.2
---	--------------------	-----

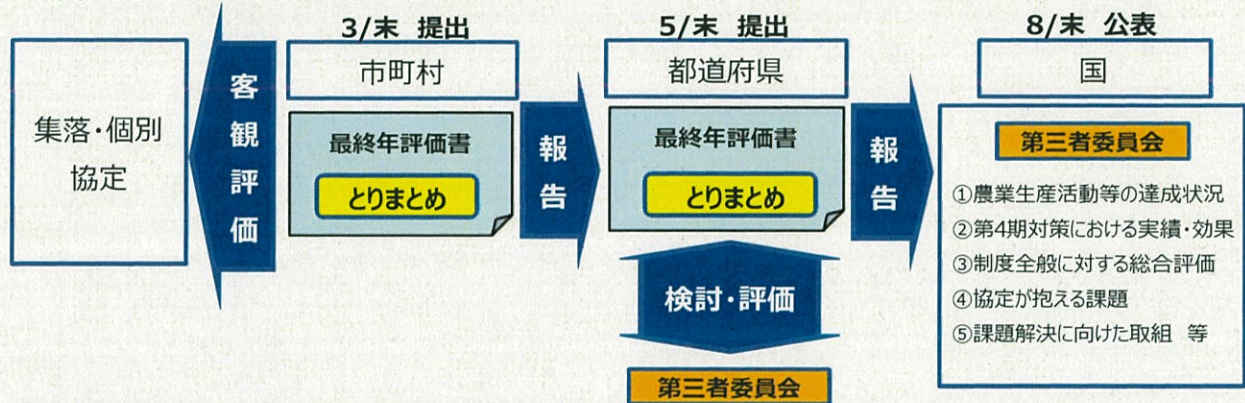
3	第4期長野県最終評価結果書……………	P.3～11
---	--------------------	--------

4	(参考) 市町村最終評価結果書総合評価一覧……………	P.12～16
---	----------------------------	---------

1. 評価の位置づけと内容

1. 最終年評価の位置づけ [第4期対策 平成31年度実施]

対策期間の最終年において、取組毎の効果や課題を明らかにし、次期対策に向けた制度全体の見直しに資することを目的として評価を行うもの。



【最終評価の評価方法】

①項目毎の評価		
取り組むべき事項	主な内容	評価
集落マスタープランの実践状況	5年間の具体的活動計画の実践	取組毎に効果や課題を整理
農業生産活動として取り組むべき事項の実施状況	耕作放棄の防止等の活動	
	水路・農道等の管理活動	
	多面的機能を増進する活動	
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	農用地保全マップの作成・実践	
加算措置の進捗状況	集落連携・機能維持、小規模・高齢化集落支援、超急傾斜農地保全管理	A・B・C要件
その他	地域・集落の活性化、集落協定の広域化、個人配分の引上げ等	



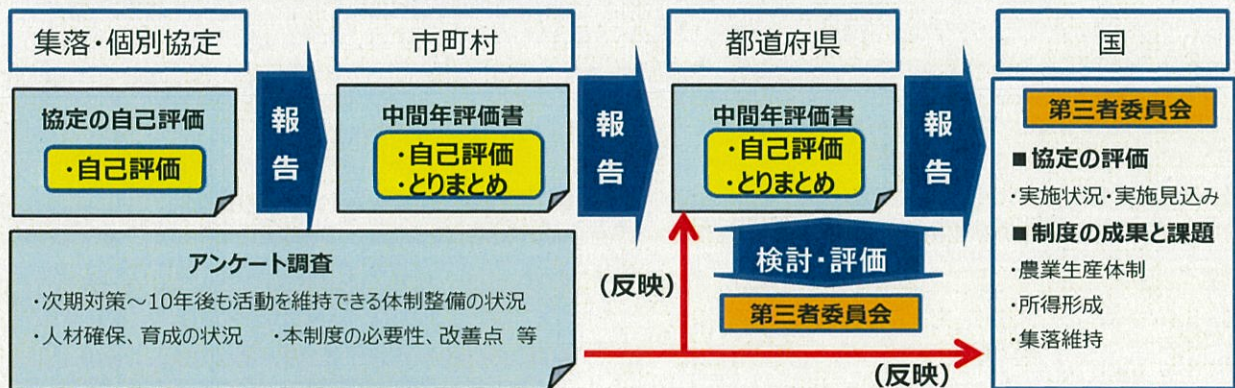
②総合評価
左記評価結果を踏まえ、制度の有効性を総合評価 (A～G)

【評価区分】

A おおいに評価できる	E ほとんど評価できない
B おおむね評価できる	F 全く評価できない
C やや評価できる	G その他
D さほど評価できない	

<参考> 中間年評価 [第4期対策 平成29年度実施]

対策期間の中間年において、協定における取組みの進捗状況や改善点を明らかにするとともに、制度の効果や課題を整理し、協定の支援及び制度内容の見直しなどに活用することを目的として評価を行うもの。



【中間年評価の評価方法】

①項目毎の評価		
取り組むべき事項	主な内容	評価
集落マスタープランの実践状況	5年間の具体的活動計画の実践	取組毎に○・○・△・×で評価
農業生産活動として取り組むべき事項の実施状況	耕作放棄の防止等の活動	
	水路・農道等の管理活動	
	多面的機能を増進する活動	
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	農用地保全マップの作成・実践	
加算措置の進捗状況	集落連携・機能維持、小規模・高齢化集落支援、超急傾斜農地保全管理	A・B・C要件



②総合評価
各取組に評価結果を踏まえ、加算法により総合評価 (優・良・可・不可)

【評価区分】

優	「○」または「○」が6個以上
良	「○」または「○」が4個以上
可	必須取組に「×」がない
不可	必須取組に「×」がある

2. 中間年評価のフォローアップ（長野県独自調査）

1. 指導・助言が必要な集落協定数（総数）

中間年評価時：72協定 → 最終年評価時：23協定（△49）

2. 活動項目別評価

集落で行っている取組毎の進捗状況について、市町村の視点から評価を行った結果、下表のとおり改善が見られた。

◎：目標達成を大幅に上回る達成の見込み
○：目標達成の見込み
△：指導・助言を行い目標達成となる見込み
×：目標達成が困難

（1）活動項目別評価一覧

取り組むべき事項	主な内容	◎ 優良			○ 良			△ 要指導・助言			× 返還等		合計	
		中間年評価	最終評価	差	中間年評価	最終評価	差	中間年評価	最終評価	差	中間年評価	最終評価	中間年評価	最終評価
集落マスタープランの実践	5年間の具体的活動計画の実践	70	78	8	978	982	4	18	5	△ 13	0	-	1,066	1,065
活動等の進捗状況	農業生産活動として取り組むべき事項の実施状況	131	131	0	921	929	8	13	5	△ 8	1	-	1,066	1,065
	耕作放棄の防止等の活動	226	226	0	836	837	1	4	2	△ 2	0	-	1,066	1,065
	水路・農道等の管理	129	129	0	914	930	16	23	6	△ 17	0	-	1,066	1,065
	多面的機能を増進する活動	53	53	0	517	524	7	11	3	△ 8	0	-	581	580
	農用地保全体制整備	2	2	0	8	7	△ 1	1	2	1	0	-	11	11
	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の進捗状況	1	1	0	8	7	△ 1	0	1	1	0	-	9	9
	A要件	16	16	0	547	553	6	8	1	△ 7	0	-	571	570
	B要件	0	1	1	1	0	△ 1	0	0	0	0	-	1	1
	C要件	0	69	69	67	2	△ 65	4	0	△ 4	0	-	71	71
	加算措置の状況													
合 計		628	706	78	4,797	4,771	△ 26	82	25	△ 57	1	-	5,508	5,502
（ 割 合 ）		11.4%	12.8%	1.4%	87.1%	86.7%	-0.4%	1.5%	0.5%	-1.0%	0.02%	-	100	100

※上表は、集落協定のみ（個別協定については、評価結果に変化なし）

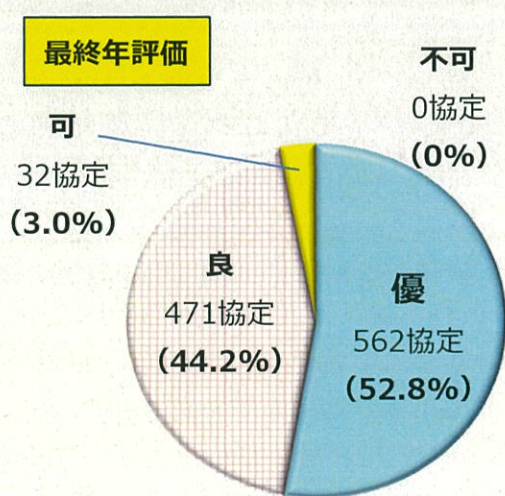
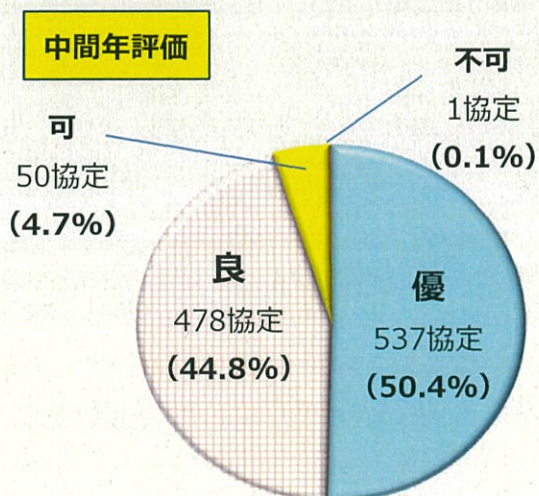
※中間年評価時に返還となった協定においては、最終年評価時には評価から除外している。

中間年評価後、課題を持つ集落に対し指導・助言を集中的に行ったことにより改善した。

（2）市町村総合評価

（1）の表の取組毎の評価をまとめ、加算法により集落毎に、総合評価した結果、下図のとおり「可」「良」が減少し、「優」が増加に転じる結果となった。

優：「◎」または「○」が6個以上
良：「◎」または「○」が4個以上
可：必須取組に「×」がない
不可：必須取組に「×」がある



長野県 最終評価結果書

都道府県名	長野県	都道府県コード	20201
-------	-----	---------	-------

1 実施状況の概要(平成30年度末時点)

(1) 交付市町村数	71 市町村	【うち集落協定	1,066 協定	うち個別協定	12 協定】
(2) 協定数	1,078 協定	集落協定参加者数	28,225 人		
(3) 交付面積	9,424 ha	【対象農用地面積	11,244 ha	交付面積率	83.8 %】
		【協定締結面積	9,424 ha	協定締結面積率	83.8 %】
		【地目別交付面積内訳	田 : 8,739 ha	畑 : 365 ha	
			草地 : 0 ha	採草放牧地 : 320 ha	
(4) 交付金額	1,640,610 千円	【うち共同取組活動分 :	865,519 千円	うち個人配分 :	775,091 千円】

2 第4期中間年評価結果のフォロー等

項目	現状等																				
・指導・助言を行っている協定の現状	中間年評価で指導・助言が必要とされた活動について、市町村において該当集落への適切な指導・助言を行い、また、それを受けた集落が改善に努めた結果、引き続き指導・助言となる件数は減少した。 一方で、中間年評価以降に中間年評価以外の項目において指導・助言が行われた集落数は92協定(8.5%)あるが、第4期対策期間中に改善が見込まれている。 (協定) 中間年評価の結果を受けて、集落の話し合いの機会を増やす等、話し合い活動の充実が図られた。また、JA・農業委員会・農地中間管理機構等と連携し、農地集積の検討を進めた集落や、新規就農者の確保に努めた集落もあった。 (市町村) 中間年評価で指導・助言のあった集落に対し、実施状況の確認時や総会時に指導及び制度内容の周知が行われている。また、集落の現状にあった活動内容とするため、検討・見直しを図った市町村もみられた。 (県) 制度内容の周知のための研修会を行い、改善の見られなかった市町村に対して、引き続き適切な指導・助言を行い支援を行っている。 <table> <tr> <td>① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数</td><td>92 協定</td></tr> <tr> <td>② 上記のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td><td>92 協定</td></tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>0 協定</td></tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td><td>0 協定</td></tr> <tr> <td>③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数</td><td>72 協定</td></tr> <tr> <td>④ 上記のうち</td><td></td></tr> <tr> <td>・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数</td><td>49 協定</td></tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td><td>23 協定</td></tr> <tr> <td>・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数</td><td>0 協定</td></tr> </table>	① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	92 協定	② 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	92 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定	③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	72 協定	④ 上記のうち		・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	49 協定	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	23 協定	・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定
① 指導・助言を行っている平成30年度末時点の協定数	92 協定																				
② 上記のうち																					
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	92 協定																				
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	0 協定																				
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																				
③ 第4期中間年評価における要指導・助言協定数	72 協定																				
④ 上記のうち																					
・ 31年度までに目標達成が見込まれる協定数	49 協定																				
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	23 協定																				
・ 取組の改善が見込めないものとして措置を講じた協定数	0 協定																				

3 事項ごとの評価

項目		取組の概要及び取組により生じた効果		
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)で取組が実施された。		
		集落の実情を踏まえ、目指すべき将来像とそれを実現するための活動方針を協定に位置付ける集落マスタープランは、集落における現状や課題を洗い出す機会となった。また、集落内で課題等の共通認識を持つことで、集落全体で農地を守り、将来にわたり耕作放棄地の発生させないという意識の醸成が図れた。		
		結果として、農業生産法人等への作業委託、担い手への農地集積、機械の共同化、鳥獣進入防止柵の設置等が進み、耕作放棄地の発生防止に繋がった。		
		取組に対する評価及び関連する課題		
		(評価)耕作放棄地の発生防止、集落の話し合い活動の充実に一定の効果があった。		
		(課題)多くの集落では協定参加者の高齢化と担い手不足が深刻化する中、今後、農地の維持が困難になると考えている。		
		集落だけで農地を守り、耕作放棄地の発生防止を防ぐことは限界がきており、市町村・JA・農地中間管理機構等との更なる連携強化が必要である。		
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・耕作放棄の防止等の活動	取組の概要及び取組により生じた効果		
		■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定で取組が実施された。		
		上記のうち、約4割の協定においては、耕作放棄地の発生が懸念される農用地への利用権の設定・農作業の委託が協定書の取組内容に基づき実施された。また、その他にも農地法面の管理・鳥獣害防止柵またはネットの設置・簡易な基盤整備等、様々な取組が実施された。		
		どのような形で、集落における耕作放棄地の防止を図っていくか、協定書に明記することにより、協定参加者の耕作放棄地発生防止の共通認識と意識の向上に効果があった。		
		集落協定	個別協定	
		① 協定締結面積	9,147 ha	277 ha
		② 農振農用地区域への編入面積	0 ha	0 ha
		③ 既荒廃農地の復旧面積	0 ha	0 ha
		取組に対する評価及び関連する課題		
		(評価)耕作放棄地の発生防止に一定の効果があった。		
		(課題)高齢化と担い手不足により、一人当たりの農作業に係る労力が増加している。集落の農地を維持し耕作放棄の発生防止を図るために、新たな担い手の確保を模索していく一方で、農作業の効率化のためにスマート農業(自走式草刈り機や農業散布のためのドローンの導入等)を進めていく必要があるが、大型機械が入れないほ場が多いことから、基盤整備も合わせて検討していく必要がある。		

(2) 農業生産活動等として 取り組むべき事項	・水路、農道等の管理活動	取組の概要及び取組により生じた効果																			
		■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定において取組が実施された。 協定書に基づき、県内約1,884kmの水路・約1,532kmの農道において、定期的な清掃・草刈り・簡易補修等の維持管理活動が着実に進められ、施設の長寿命化と補修工事コストの低減に繋がった。また、同作業は、集落全体で行うの共同取組活動として定着している。																			
		<table><thead><tr><th></th><th>集落協定</th><th>個別協定</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 管理する水路の延長</td><td>1,884,435 m</td><td>0 m</td></tr><tr><td>② 管理する農道の延長</td><td>1,531,655 m</td><td>973 m</td></tr></tbody></table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	1,884,435 m	0 m	② 管理する農道の延長	1,531,655 m	973 m										
	集落協定	個別協定																			
① 管理する水路の延長	1,884,435 m	0 m																			
② 管理する農道の延長	1,531,655 m	973 m																			
取組に対する評価及び関連する課題																					
(評価)集落の水路・農道の維持管理に一定の効果があり、作業を通じて共同活動意識の醸成に繋がっている。 (課題)全体的に施設の老朽化が進んでおり、大規模な補修工事が必要と考える集落もある。 また、高齢化に伴い、施設の管理が困難になりつつあると考える集落が多く、作業の省力化が課題となっている。 若い世代の担い手の増加に伴い、施設の管理活動への理解が希薄となっていることを課題とした市町村もあった。																					
	・多面的機能を増進する活動	取組の概要及び取組により生じた効果																			
		■本県においては、集落協定すべて(1,066協定)・個別協定1協定で取組が実施された。 協定書に基づき、県内94haに及ぶ周辺林地の下草刈りにより、鳥獣害被害の抑制に繋がった。 また、536協定の集落で景観作物の植栽活動が行われ、近隣の学校や地域内外の人を呼び込んで行われた農業体験交流等を通じ、集落内で生産された農産物の消費拡大や地域の活性化に繋がった。 このように、各集落の実情を踏まえた創意工夫による多様な取組が展開され、集落の話し合い活動の増加も見られた。																			
		<table><thead><tr><th></th><th>集落協定</th><th>個別協定</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 周辺林地の下草刈の面積</td><td>94 ha</td><td>0 ha ※0.12ha</td></tr><tr><td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td><td>3 ha</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>③ 市民農園等の面積</td><td>1 ha</td><td>0 ha</td></tr><tr><td>④ 体験民宿等の施設数</td><td>62 施設</td><td>0 施設</td></tr><tr><td>⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数</td><td>536 協定</td><td>0 協定</td></tr><tr><td>⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数</td><td>105 協定</td><td>0 協定</td></tr></tbody></table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	94 ha	0 ha ※0.12ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	3 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	1 ha	0 ha	④ 体験民宿等の施設数	62 施設	0 施設	⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	536 協定	0 協定	⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数
	集落協定	個別協定																			
① 周辺林地の下草刈の面積	94 ha	0 ha ※0.12ha																			
② 棚田オーナー制度の対象面積	3 ha	0 ha																			
③ 市民農園等の面積	1 ha	0 ha																			
④ 体験民宿等の施設数	62 施設	0 施設																			
⑤ 景観作物の作付けに取り組む協定数	536 協定	0 協定																			
⑥ 堆きゅう肥の施肥に取り組む協定数	105 協定	0 協定																			
取組に対する評価及び関連する課題																					
(評価)多面的機能(美しい農村景観の保全、土砂災害の抑制等)の維持・増進、周辺林地の下草刈りによる鳥獣害被害の抑制に一定の効果があった。 また、地域内外の人を呼び込む交流活動は、地域の活性化に繋がるとともに、移住に繋がる可能性も秘めている。 (課題)多面的機能を増進する活動は人気が高いことから、高齢化や担い手不足が進捗し、集落の活動低下を招くと、多面的機能の維持が困難となる。 実際に、小規模な集落では、農用地の維持管理活動で精一杯であり、多面的機能の維持管理活動は必要最低限で行われているようである。																					
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)																			
		■本県においては、8協定で取組が実施された。 主な取組内容としては、農業生産条件の強化、高付加価値型農業の実践、機械・農作業の共同化への取組面積の拡大等が行われ、集落において将来を見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。 機械・農作業の共同化を行った集落においては、個人の費用負担の軽減が図られ、担い手への農地集積や農作業委託を行った集落においては、集落内で担い手確保に取り組むことへの意識の醸成が図られた。																			
		【取組例】 ・飯田市(千代集落)：高付加価値型農業の実践と農業生産条件の強化を選択しており、前者においては伝統野菜である千代ネギの栽培を行い、後者においては、隣接する集落協定と連携し鳥獣害防護柵を設置したことにより、農作物等への被害が軽減した。																			
		<table><tbody><tr><td>① 機械・農作業の共同化への取組面積</td><td>8 ha</td></tr><tr><td>② 高付加価値型農業の実践への取組面積</td><td>16 ha</td></tr><tr><td>③ 農業生産条件の強化への取組面積</td><td>56 ha</td></tr><tr><td>④ 担い手への農地集積への取組面積</td><td>2 ha</td></tr><tr><td>⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積</td><td>16 ha</td></tr></tbody></table>	① 機械・農作業の共同化への取組面積	8 ha	② 高付加価値型農業の実践への取組面積	16 ha	③ 農業生産条件の強化への取組面積	56 ha	④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha	⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	16 ha									
① 機械・農作業の共同化への取組面積	8 ha																				
② 高付加価値型農業の実践への取組面積	16 ha																				
③ 農業生産条件の強化への取組面積	56 ha																				
④ 担い手への農地集積への取組面積	2 ha																				
⑤ 担い手への農作業の委託への取組面積	16 ha																				
取組に対する評価及び関連する課題																					
(評価)A要件に取り組むことにより、将来を見据えた持続的な営農活動を行っていくための体制整備が着実に図られた。 (課題)A要件は、作業効率・集落の収益力、高齢化及び担い手不足への対応策となるものであるが、要件達成の見通しがたてられないことから、当該要件を選択する協定数が非常に少なくなっている。 機械の共同化については、近年ではJAによる機械のリースが行われており、集落で機械を購入し共同化するよりも、機械のリースにより営農活動を行うケースが増加するのではないかという意見もあった(高森町：機械・農作業の共同化を選択)。																					
	・B要件【第4期対策新規措置】	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)																			
		■本県においては、9協定で取組が実施された。 B要件に積極的に取り組んだ集落においては、新たな参加者を確保し、その者を中心として地元の加工施設を活用し、集落でとれた農産物の加工品を製造し、地域内外へPRし販売を行った。また、棚田オーナー制度により消費を呼び込み、集落の収益力向上に繋がった。																			
		【取組例】(地場産農産物の加工販売) ・小谷村：集落で直売所を運営し、地場産の蕎麦を加工・販売し、地元の多くの女性がこの活動に参加している。手打ち蕎麦が観光客から大変好評であり、観光シーズンは多くの観光客で賑わっている。 ・飯田市：集落に移住した女性を参加者として、集落の女性や若者を中心に、古くから栽培されてきた雑穀品種(弘法稗)の加工販売に向けた取り組みによる試作品づくりを行い、最終年度に地元で販売できる見通しとなった。																			

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・B要件【第4期対策新規措置】	① 集落協定への新規参加者数	7	人
		うち女性	6	人
		うち若者	1	人
		うちNPO法人	0	法人
		うちその他【 】	0	人・団体
		② 新規就農者等確保数	1	人
		③ 地場産農産物等の加工販売の取組協定数	3	協定
		④ 消費・支出の呼び込みの取組面積	2	ha
		取組に対する評価及び関連する課題		
		(評価)B要件の取組を通じ、新規参加者による集落の収益力の向上及び集落や地域の活性化に繋がったことは、高く評価できる。 (課題)B要件は、集落の収益力向上及び活性化、新規就農者の確保に繋がるものであるが、新規参加者の確保が難しく、要件達成の見通しがたたないことから、当該要件を選択する協定数が非常に少ない。		
	・C要件	取組の概要、取組により生じた効果(体制整備単価が加算されていることによる効果)		
		■本県においては、570協定で取組が実施された。 集落で農業生産活動が困難な農地が発生した際の受け手を予め協定書に位置付けることで、安心して営農活動を行うことができるとともに、集落全体で農地を守り、将来にわたり耕作放棄地を発生させないという意識の醸成が図れた。 また、C要件を選択した集落のうち、実際に農業の継続が困難となった農用地が発生し、事前の体制整備に基づく支援が行われ、耕作放棄地の発生を未然に防止することができた。		
		① 集団的かつ持続可能な体制整備の実施協定数	570	協定
		② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数	151	協定
		③ C要件に位置づけた取り決めにより農業生産活動が継続された面積	319	ha
		取組に対する評価及び関連する課題		
		(評価)C要件は、農業生産活動が困難となった農用地が発生した際に、当該農用地を引き受けるサポート体制が事前に確立されていることにより、農業生産活動の維持が可能となり、耕作放棄地発生防止に一定の効果があったと言える。 (課題)高齢化等により農業生産活動が困難となる農用地が発生し続けているが、「集落ぐるみ型」を選択している集落においては、集落内で余力のある特定の個人への作業負担が増大している。		
(4) その他協定締結による活動	・加算措置(集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)を除く。)	取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)		
		■本県においては、超急傾斜農地保全管理加算は76協定(集落協定75、個別協定1)で取り組みが実施された。 【取組例】超急傾斜農地保全管理加算 ・伊那市:カバープランツによる畦畔管理の省力化、希少生物(ザゼンソウ)の保護・育成の取り組みを行った。 ・飯田市:市町村と集落が連携し、超急傾斜農地でとれた作物を広くPRすることができた。 ・その他、当加算で得た交付金により、法面の補修や電気柵の維持活動等が行われた。		
		集落協定	個別協定	
		① 集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)の対象面積及び協定に取り込んだ農業集落数	0 ha 0 集落	0 ha 0 集落
		② 超急傾斜農地保全管理加算の対象面積【第4期対策新規措置】	286 ha	2 ha
		取組に対する評価及び関連する課題		
		(評価)加算された交付金により、条件不利地域である超急傾斜地における農業生産活動が継続できる取組みは評価できる。 (課題)超急傾斜農地保全管理加算においては、集落で傾斜要件を満たす農用地があれば、現在行っている活動内容で取り組めることから、活動要件のハードルも高くないため、当加算における課題をあげた市町村はなかった。		

		取組の概要及び取組により生じた効果。																														
		■本県においては、15協定で集落戦略が作成された。 集落戦略の作成を通じ、集落の農用地を筆単位で「誰が」「どのように」管理していくか話し合いが行われるきっかけとなるとともに、集落の目指すべき方向性が明確になった。 また、協定違反時の遡及返還の不安が軽減された。																														
	○	交付金返還の特例措置により安心して取組が行えるようになった																														
		集落間連携や協定規模の拡大に向けた取組が進んだ、気運が高まった																														
	○	課題解決に向けた話し合いを通じて農村協働力(集落機能)が向上した																														
	○	農地管理の見通しが明らかになり、農地維持に向けた気運が高まった																														
		担い手に対する農地集積が進んだ、検討が進んだ																														
		農地の受け手が確保された、気運が高まった																														
		高収益作物や6次産業化など所得形成に向けた取組が進んだ、気運が高まった																														
		オーナー制など都市住民を巻き込んだ農地の保全活動が進んだ、気運が高まった																														
		補助事業など課題解決のための支援が受けられた																														
		その他【 】																														
		効果なし																														
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積</td><td>15 協定</td><td>332 ha</td></tr> <tr> <td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td><td>15 協定</td><td>332 ha</td></tr> <tr> <td>うち15ha以上の協定数及び面積</td><td>15 協定</td><td>332 ha</td></tr> <tr> <td>うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積</td><td>0 協定</td><td>0 ha</td></tr> <tr> <td>② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積</td><td>4 協定</td><td>14 ha</td></tr> <tr> <td>うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積</td><td>0 協定</td><td>0 ha</td></tr> <tr> <td>うち15ha以上の協定数及び面積</td><td>4 協定</td><td>14 ha</td></tr> <tr> <td>うち集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積</td><td>0 協定</td><td>0 ha</td></tr> <tr> <td>③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数</td><td>0 協定</td><td>0 ha</td></tr> <tr> <td></td><td>0 人</td><td></td></tr> </tbody> </table>	① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	15 協定	332 ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	15 協定	332 ha	うち15ha以上の協定数及び面積	15 協定	332 ha	うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0 協定	0 ha	② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	4 協定	14 ha	うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	0 協定	0 ha	うち15ha以上の協定数及び面積	4 協定	14 ha	うち集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	0 協定	0 ha	③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0 協定	0 ha		0 人	
① 集落戦略を作成した集落協定数及び面積	15 協定	332 ha																														
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	15 協定	332 ha																														
うち15ha以上の協定数及び面積	15 協定	332 ha																														
うち集落連携・機能維持加算に取り組む協定数及び面積	0 協定	0 ha																														
② 集落戦略を作成中の集落協定数及び面積	4 協定	14 ha																														
うち15ha以上又は集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	0 協定	0 ha																														
うち15ha以上の協定数及び面積	4 協定	14 ha																														
うち集落連携・機能維持加算に取り組む予定の協定数及び面積	0 協定	0 ha																														
③ 集落戦略の策定を契機に増加した協定数、協定面積、参加者数	0 協定	0 ha																														
	0 人																															
		取組に対する評価及び関連する課題																														
		(評価)集落において、将来を見据えた話し合いが行われ、協定の目指すべき方向性を明確にできたことは評価できる。 (課題)集落戦略については、作成が任意であること、また、市町村担当者や集落代表者の考えにより作成をしていない(作成することにより、集落からの離脱が容易となり、集落機能が損なわれてしまうことへの懸念)集落も存在している。																														
		取組の概要及び取組により生じた効果																														
		集落の共同取組活動は、世代を超えた集落内の連携意識の向上に繋がっている。 また、地域内外の人を呼び込む農作業イベント等を通じ、集落到新規参加者を呼び込むきっかけとなり、また農村文化の伝承にも繋がっている。																														
		取組に対する評価及び関連する課題																														
		(評価)当制度に取り組むことにより、集落の話し合い活動が増加し、共同取組活動の他、協定書に定めた活動を行うことで、自然に地域・集落の活性化に繋がっていると考えられ、高く評価できる。 (課題)地域・集落の活性化のため、活発に取り組むを行う集落がある一方で、農用地の維持管理で手一杯の集落も多数存在している。そのような集落においては、小さなことからできる取組みを検討していく必要がある。																														
		取組の概要、取組により生じた効果(単価が加算されていることによる効果)																														
		■本県においては、安曇野市で集落協定の統合が行われた。 【取組例】安曇野市 安曇野市では2協定が統合し、役員体制の充実化と共同作業の効率化に繋がった。 また、購入にあわせて、集落連携・機能維持加算に取り組むことにより、交付金額が増額したことから共同利用機械の購入に向けた積立資金に充てることができた。																														
	○	協定活動を継続するための人員が確保できた																														
	○	交付金の規模が大きくなり、農業用機械・施設、基盤整備、鳥獣害防護施設などの充実や、事務局経費の確保が図られた																														
	○	集落営農や認定農業者など農業の担い手が確保できた																														
	○	事務局機能が一元化できた																														
		農村協働力(集落機能)が向上した、維持できた																														
	○	高収益作物の生産、加工・直売、都市との交流等により所得が向上した																														
		事務担当の専任職員等が設置できた																														
		定住条件が整備された																														
		農外、地域外等の新たな人材が確保できた																														
		その他【 】																														
		効果なし																														

(4) その他協定締結による活動	・集落協定の広域化・集落間連携(集落協定の統合)	① 集落協定を広域化又は連携した協定数及び面積	1 協定	19 ha
		統合対象協定数及び農業集落数	2 協定	2 集落
	② うち集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)に取り組む協定数及び面積	統合により増加した協定参加者数	3 人	※集落内の女性
		統合により新たに協定に取り組んだ面積	0 ha	
・その他	・個人配分の上限交付額の引き上げ【第4期対策新規措置】	② うち集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)に取り組む協定数及び面積	1 協定	19 ha
		統合対象協定数及び農業集落数	2 協定	2 集落
		統合により増加した協定参加者数	3 人	
		中心的な役割を担う人材の人数	3 人	
		統合により新たに協定に取り組んだ面積	0 ha	
取組に対する評価及び関連する課題				
(評価) 交付金の規模拡大はもとより、当該加算の要件により、新たな参加者を協定に呼び込み、農産物の加工販売を実施できたことは高く評価できる。				
(課題) 他集落との統合は、文化の違い等により歩み寄りが進まないのが現状であり、また、協定内に新たな人を呼び込む等、取組のハードルが高いことから、県内で本加算措置に取り組む集落は1協定のみとなっている。このことから、本格的な集落統合を行うためには、行政が主導する等、行政の積極的な支援が必要であると考えられる。				
取組の概要及び取組により生じた効果				
最終評価の事前調査で、交付額が100万円(上限額の引き上げ前の額)を超える者は、県内で10名存在していた。交付額の上限額が250万円に緩和されたことにより、これまで協定に参加できなかった者の参加に繋がった。				
・野沢温泉村: 担い手への農地集約を進めることができた。				
・飯綱町: 該当者は、11集落の協定に参加して営農を行っている。				
取組に対する評価及び関連する課題				
(評価) 協定に参加したくても参加できなかった者の参加や、担い手への農地集約を進められたことは評価できる。				
(課題) 特になし(上限額をさらに引き上げて欲しいとの意見はない)。				
取組の概要及び取組により生じた効果				
協定に定めた活動(実施状況の確認で把握できる数値的な活動内容)の他には、集落の将来像等についての話し合いの増加や集落内での共同取組活動の増加が見られ、当制度を通じ集落の活性化ひいては地域の活性化に繋がっている。				
取組に対する評価及び関連する課題				
(課題) 多くの協定に共通する課題は、高齢化・担い手不足・事務負担・協定代表者のなり手の不在等であり、そのような課題を抱えた集落が継続して営農を継続できるよう、その解決策を模索する必要がある。				

4 本制度の実施効果及び制度の仕組みを踏まえた総合的な評価

上記1～3を踏まえ、評価区分(A～G)を別紙から選択し、本制度の第4期対策の総合的な評価及び評価区分を選択した理由について記載して下さい。また、本制度の実施効果について、①から⑬までの項目の該当すると考えるものすべてに○印を記入して下さい。

評価区分	総合評価
B	【評価】 本制度は、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持するとともに、集落・地域の活性化に大きな効果を発揮している。また、第3期から新たに導入された体制整備の要件による「集落ぐるみ型」によるサポート体制の構築等、集落の参加者で「協定農用地に耕作放棄地を発生させない」という体制構築と協定参加者の意識の醸成が図られたことは、本制度の大きな成果であると評価する。市町村評価においても、17市町村(全体の23.9%)がA、52市町村(全体の73.2%)がB評価としており、多数の農業者や市町村から制度継続の声が寄せられており、制度に対する評価の高さがうかがえる。 また、高齢化に配慮した制度緩和や新規参加者や担い手と呼び込めるような制度改正等が行われてきており、集落の継続及び活性化に繋がる仕組みに改善されたと評価できる。 その一方で、高齢化が著しく進んでいる集落においては、依然として5年間の協定農用地の維持に対する不安や事務負担を感じており、次期対策へ移行する協定の廃止や協定農用地の大幅な減少が危惧されることから、本県における制度への総合評価は「B」評価とする。 本県としては、市町村等と連携し、高齢化や担い手不足への対応策や集落の広域化の仕組みづくりと集落間連携への意識の醸成を図っていくとともに、引き続き協定農用地の維持・拡大の呼びかけを行っていく。
○	① 地域の実情に応じて交付金が活用できた【54市町村(76.1%)】
○	② 一定期間、安定して交付金が交付された【47市町村(66.2%)】
○	③ 集落の活性化に関する話し合いが活発化した【28市町村(39.4%)】
○	④ 集落ぐるみでの農地維持の意識が醸成された【59市町村(83.1%)】
○	⑤ 集落の自由で自発的な活動計画(協定)に基づく取組ができた【15市町村(21.1%)】
○	⑥ 農地の将来的な維持管理の見通しが共有できた【23市町村(32.4%)】
○	⑦ 新たな人材の受け入れや多様な組織等との連携に対する意識が醸成された【15市町村(21.1%)】
○	⑧ 集落間連携への意識が醸成された【8市町村(11.3%)】
○	⑨ 農業生産性の向上や所得向上など前向きな取組への意識が醸成された【7市町村(9.9%)】
○	⑩ 継続的な農地等維持への意識が醸成された【52市町村(73.2%)】
○	⑪ 農産物価格の変動に左右されない所得(個人配分)が確保された【19市町村(26.8%)】
	⑫ その他の効果【耕作放棄地の発生を抑制(下諏訪町)・共同財産(水利・農道・有害鳥獣防護柵など)の適切な管理(千曲市)】【2市町村(2.8%)】
	⑬ 効果なし【0市町村(0%)】
都道府県第三者委員会の意見	
■他の集落(全国レベル)で実施している優良事例や課題解決に繋がる事例を、集落へ情報共有し、見える化していくことが非常に重要。ただし、ホームページに掲載するだけでは、中々集落の農業者まで伝わらないと考えるので、伝える媒体について工夫して欲しい。 ■現在の制度内容での活動は限界を迎えているのが現状で、今後も維持管理を継続していくことが果たして本当に正しい事なのか(例えば、集落をたたむ、林地化する等へのシフト)という議論も含め、集落の農地をどのようにバトンリレーしていくのか、国の自給率が下がる中でどのような作物を育てていけば良いのか、鳥獣害被害の問題をカバーできるような新しい農業が中山間地域で実施できるのかといった議論が重要になってくる。 ■中山間地域の農地における様々な価値(景観価値、防災機能などの自然環境を守る価値、手入れがなされている不動産としてのほ場価値など)について、社会において価値があるという位置づけでPRし、様々な人がその価値に気付いて投資を行わない限り、中山間地域の農地維持は難しいと考える。優良事例を集落に届けていくことも重要だが、社会に中山間地域の価値を届けていくことも重要。	

5 第1期対策から第4期対策までの効果等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果、管内市町村の集落において、協定締結前(第4期対策以前の期間も含む。)と変わったと感じる事項をすべて選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。また、取組期間の長短による集落の変化等の違いや、第4期対策での特別な変化等があればその内容についても記載してください。

事項		変化等の詳細や変化等があったと考える理由
○	① 耕作放棄地の発生が防止された	【65市町村(91.5%)】 協定農用地の耕作または維持管理を5年間実施し、耕作放棄地を発生させないという制度により、協定締結により活動を行っている集落において、耕作放棄地の発生が確実に抑制されている。 途中の期で廃止となった集落や本制度に取り組んでいない農用地については、耕作放棄地が目立ち、荒廃化が進んでいるとの意見もあった。
○	② 寄合、イベント、共同活動の活発化など農村協働力(集落機能)の向上・維持につながった	【15市町村(21.1%)】 集落で開催されるイベント(収穫祭・棚田オーナー制度 等)と連携し、集落内で収穫した農産物を販売する等、地域内外の方々との交流が図られている。 また、結婚を機に移住してきた女性や、集落の若い世代との交流も促進されている。
○	③ 水路・農道等の維持管理が適切に行われるようになった	【54市町村(76.1%)】 集落内の水路・農道については、定期的な共同取組活動や点検・見回り活動を通じ、集落参加者のみんなで守るという意識が醸成され、各集落において草刈りや泥上げ、補修工事等が行われている。
○	④ 鳥獣被害が防止された	【36市町村(50.7%)】 本制度の交付金を活用し、鳥獣害防護柵を設置し、共同取組活動で定期的に維持管理を行った集落においては、鳥獣害の被害が確実に減少しており、耕作意欲が高まっている。
○	⑤ 多面的機能を増進する活動を通じて農村景観の保全など集落環境が向上した	【34市町村(47.9%)】 草刈りや景観作物の作付けを行うことで、集落の景観の保全に繋がっている。また、景観作物の作付けにより、観光客が増加した集落もあった。
	⑥ 集落営農、認定農業者など担い手が確保された	【10市町村(14.1%)】 認定農業者の確保や農業生産法人の設立等により、集落内で耕作継続困難な農地が発生した際には管理を委託することができた。
○	⑦ 担い手への農地集積が進んだ	【14市町村(19.7%)】 本制度に取り組むことで、集落全体で農地を管理していこうという意識が形成され、円滑な担い手への集約に繋がっている。 ・安曇野市:担い手のいない集落内に法人を設立することにより、農地集積が進んだ。
○	⑧ 農業用機械・施設の利用の共同化が進んだ	【14市町村(19.7%)】 当制度の交付金を使用し、共同で使用する機械を整備することにより、個々の農家の機械購入や維持管理、更新に係る費用負担が軽減された。
	⑨ 新規就農者や協定活動の核となる新たな人材の受入が行われた	【7市町村(9.9%)】 ・青木村:新規就農者が協定に参加し、休耕地を耕作地に復活させている。
	⑩ 高収益作物の導入、加工・直売、農家レストランの開業など所得向上の取組が行われた	【5市町村(7.0%)】 ・御代田町:集落組織内に女性部会が組織され、直売所が運営される中で、売上は上昇している。 ・駒ヶ根市:あんぱもちの栽培、加工、販売が行われている。
	⑪ 都市住民や非農家との交流が活発になった	【4市町村(5.6%)】
	⑫ 協定参加者の世代交代(若返り)が進んだ	【3市町村(4.2%)】
	⑬ 高齢者や女性による活動や世代間交流が活発になった	【3市町村(4.2%)】
	⑭ 高齢者や子育て世代への支援など定住条件が整備された	【0市町村(0%)】 取組みなし。
	⑮ その他	【4市町村(5.6%)】 ・御代田町:第3期の交付金の積立により農道の整備が完了し、耕作放棄のおそれがないと判断され、第4期からは制度に頼らず活動している集落がある。

都道府県第三者委員会の意見

- 多面的機能を増進する活動のうち、人を呼び込むような活動については、市街地に近く、元気な人が多い集落においては成り立つが、奥地の集落においては難しい。そのような集落においては、集落をたたむことや農地を林地化にするなど、集落の現在の形を変えていく議論をしていく必要があるのではないか。
- 観光地域づくりの一環として、農業遺産として登録された堰をめぐるツアーを実施している市町村もあるが、このような堰の保全活動にも中山間直払の交付金が活用されていると改めて気づかされた。
- 担い手の確保や農地集積については相対的にあまり効果がでないのが気になる一方で、現状は維持できているが将来のことまで見えていないのではないか。

6 今後、適切な農業生産活動が継続的に進められるための課題等

管内市町村の集落において、本制度を活用して農業生産活動を継続していくための課題をすべて選び、その詳細及び対策(実施しているものを含む。)を記載してください。

事項		課題の詳細及び対策
人員・人材に関する課題	○ ① 高齢化・過疎化の進行による協定参加者の減少	【57市町村(80.3%)】 高齢化の進展により、維持管理での精一杯集落が多数存在している。 各市町村においては、担い手・新規就農者への農地の集約を行う一方で、集落外からの担い手(個人・法人)の斡旋・誘致を行い、農業後継者・移住者等、新規就農者の確保に努めているが、条件不利地である中山間地域においては希望する作物が作れないこともあり、就農先の候補となりにくいのが現状である。 高齢化に伴う体力の低下にあたり、労力の省力化となる機械(自走式草刈り機 等)の導入を考えていく必要がある。
	○ ② 担い手の不在	【47市町村(66.2%)】 ・伊那市:担い手がいらない集落においては、草刈等の維持管理に、シルバー人材センターを活用しているが、委託の費用面で課題が残っている。 ・喬木村:JAや近隣の市町村と連携し、新規就農者の確保へ取り組んでいる。 ・中野市:新規就農者の支援や、農業経営塾の開催で担い手の育成を行っている。
	○ ③ リーダーや活動の核となる人材の不足	【32市町村(45.1%)】 制度が開始されて以来、集落の構成員に大きな変化はなく、そのまま年を重ねている状態である。リーダーも高齢化しており、責任の重さや事務負担等からリーダーを辞退する集落が増えている。 リーダーを支援するため、協定に係る事務については、市町村の担当者が行っているのが実情であるため、高齢化に対応した事務負担の軽減(制度の簡素化)が望まれる。
営農に関する課題	○ ④ 農地の生産条件(圃場条件)の不利	【22市町村(31.0%)】 中山間地域のほ場は、狭小で畦畔が大きく、接道条件も悪い場所が多い等、生産条件が悪く、大型機械の投入も難しい。圃場整備の検討が必要であるが、資金面で計画が進まないのが現状である。
	○ ⑤ 野生鳥獣の被害	【33市町村(46.5%)】 本制度の交付金を活用した鳥獣害防護柵の設置等により一定程度の被害抑制につながっているが、今後は、その維持管理に対する身体的・金銭的負担が課題となっている。 また、農業所得補償の面から鑑みると、個人負担への割合を増加していく必要性がある一方、今後は鳥獣害防護柵の設置や維持管理に係る共同取組活動費に重きをおけないと考えている集落も存在している。
	○ ⑥ 農業収入の減少	【7市町村(9.9%)】 集落内で専業農家は減少傾向にあり、交付金や補助金を活用し、農業経営を維持しているのが現状である。 今後は、高付加価値農産物の生産・加工・販売により収益力の向上を考えていく必要があるが、体力のない集落にはそれも困難である。
	○ ⑦ 農作業の省力化	【14市町村(19.7%)】 農家の高齢化や担い手不足により、農作業の省力化は喫緊の課題である。特に、畦畔の草刈りについて課題としている集落が多く、スマート農業の導入による作業省力化が急務である。 ・青木村:集落の一部で畦畔芝の実験ほ場を作り、実証試験を実施している。 ・木祖村:肥培管理等が比較的少ない作物への転換などを考えていく。 ・山ノ内町:カバープランツによる畦畔管理省力化を図っている。
農村協働力(集落機能)に関する課題	○ ⑧ 農村協働力(集落機能)の低下・共同取組活動の衰退	【17市町村(23.9%)】 高齢化やリーダーの不在等により、集落の協働力は低下している。集落機能の低下を防ぐためには、集落だけでなく、地域の住民も巻き込んだ活動が必要である。
	○ ⑨ 集落内の話し合い回数の減少	【3市町村(4.2%)】
	○ ⑩ 中山間地域の生活環境の改善	【1市町村(1.4%)】
本制度に関する課題	○ ⑪ 交付金返還措置への不安	【22市町村(31.0%)】 高齢化による体力不足等から、自らが管理する農地が維持管理作業が困難となった際の全額返還及返還に不安を感じる参加者は多く、対策期間移行期における廃止集落が多数発生する要因となっているため返還制度の緩和が望まれる。 しかしながら、死亡・高齢にともなう農用地の減少については、返還の免責規定となっていることから、制度の再周知が必要であると考え。 また、返還制度の緩和や簡素化を望む意見の一方で、返還措置による集落内の農用地を5年間維持しなければならないという制度の縛りが、耕作放棄地の発生を抑制しているとの声もある。
	○ ⑫ 行政との連携不足	【1市町村(1.4%)】
	○ ⑬ 事業要件の見直し(協定期間(5年間)の短縮や交付単価の見直し等)	【20市町村(28.2%)】 5年間の協定期間は長く、次期対策を断念する集落が多数発生することが見込まれることから、協定締結期間の短縮への見直しの声が多く市の市町村から寄せられている。 また、中山間地域における田と畑地の維持管理労力は同等であり、多面的機能を守る面から鑑みて、畑地の交付単価を田と同等に引き上げてほしいとの声がある。
	○ ⑭ 事務負担の軽減	【33市町村(46.5%)】 高齢化により、協定書や活動報告書の作成や金銭管理等、様々な事務処理が集落にとって多大な負担となっており、多くの市町村で集落の事務を無償で代行しているのが現状である。 また、それに加えて、調査が多く事務負担に拍車をかけている。 次期対策で事務の簡素化を望む声が多く集落・市町村から寄せられている。
	○ ⑮ その他	【3市町村(4.2%)】 その他については、以下の意見があげられた。 ・多面的機能支払制度と本制度で相違する点や活動範囲が重複する場合の明確な基準が示されていないため、市町村や集落においては活動違反となることを懸念して、多数の地域で、それぞれの制度における農用地が重複しないよう活動が行われている(制度に取り組みたいのに取り組めない)のが実情である。また、両制度で別の組織・集落を作る必要があり、通帳が別であるのは対象地域にとって非常に煩雑である。
	○ ⑯ 課題等はない	【0市町村(0%)】

都道府県第三者委員会の意見

- 一律に外部人材を探すのではなく、個々の集落でどういった人が必要なのかといった議論を行った上で、外部人材探しを行うことが必要なのではないか。
- 本制度が税金から支払われていることから考えると、5年間の縛りは大事であり、各々の集落においては十分に精査した計画を立てるべきであり、活動を実施できないと考える集落については諦める決断が必要ではないか。行政においても、返還免責事由における病氣・死亡等に甘い判断をせずに、税金を使っているという観点を忘れず、返還の事由が集落から出された際はきちんと見極める必要がある。
- 事務負担の大きさを理由に、次期対策への移行を断念する集落が出ないよう、事務の簡素化を要望したい。

7 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由

対象農用地を有するものの中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない農業集落について、取組を行わない理由を記載してください。

取組を行わない理由	
主な理由は、高齢化・担い手不足・リーダーの不在があげられ、それに伴い、集落内での話し合いが進まず合意形成に至らないことである。 また、以下の理由により取組を行わない集落も存在している。 ■制度に頼らず活動が実施できている。 ■公共事業により協定農用地が減少したため。 ■連担する場がない。 ■多面的機能支払制度との棲み分けを行うため。 ■面積要件(1ha)を満たす農用地がないため。 ■畑地が中心で傾斜要件を満たさないため。 ■補助金返還への不安。	

8 取組の評価と今後の取組方針

以下の項目毎に、中山間地域等直接支払制度のこれまでの取組に対する評価を記載するとともに、集落等の課題を踏まえた今後の取組方針について記載してください。また、基礎単価で交付を受けている集落と体制整備単価で交付を受けている集落の違いや、加算措置を受けている集落で見られる特色などについて具体的に記載してください。

事項	影響等及び今後の取組方針
① 耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進	協定を締結することで、耕作放棄地の発生させないという意識を醸成するとともに、協定で定めた取組事項を実施することで、毎年度、確実に農業生産活動が行われたことは、耕作放棄の発生防止に効果があったと考えられる。 次期対策に向けて耕作放棄地の発生を引き続き防いでいくためには、現在の取組面積を維持し、さらなる拡大を目指していくことが有効であると考えられる。 また、単独では活動が困難となっている集落が多数存在する中で、次期対策で多くの集落が廃止集落となることが見込まれるため、集落の広域化により集落の枠を超えた連携も必要と考える。
② 農業生産体制の整備(担い手・協定の核となる人材の確保、農地集積等の取組)	高齢化や担い手不足への対応策として、新規就農者の呼び込みや法人等への農地集積は多くの市町村で検討・推進が行われている。 しかしながら、中山間地域においては、農業生産条件の不利性から担い手の確保は進まないのが現状であり、高齢化への対策として農作業の省力化や外部人材の受入支援が必要であると考えられる。
③ 所得形成(農業生産活動の持続的発展に向けた6次産業化等の取組)	体力のある集落においては、6次産業化の取組が行われ、集落の収益力が向上しているが、農地の維持管理で精一杯の集落においては実施が困難である。 現状の集落の農用地を維持していくためにも、集落の広域化を行い、集落の枠を超えて地域全体を活性化させ収益力の向上に取り組む必要がある。
④ 農村協働力(集落機能)の向上・維持、集落コミュニティの活性化	体力のある集落においては、イベント(収穫祭・棚田オーナー制度 等)を開催し、集落内で収穫した農産物を販売する等、地域内外の方々と交流が図られている一方で、高齢化やリーダーの不在等により、集落の協働力が低下している集落が多く存在しているのが現状である。 集落機能の低下を防ぎ、新たな参加者を呼び込むためには、集落だけでなく、地域の住民も巻き込んだ活動が非常に重要であると考えられる。
⑤ 集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化	統合が行われた集落においては、役員体制の充実化と共同作業の効率化に繋がり、集落連携・機能維持加算に取り組むことにより、交付金の増額はもとより、当該加算の要件により、新たな参加者を協定に呼び込み、農産物の加工販売を実施できたことは高く評価できる。 他集落との統合は、文化の違い等により歩み寄りが進まないのが現状である。また、広域連携に係る加算措置は、協定内に新たな人を呼び込む等、取組のハードルが高いことから、県内での実施事例は1事例のみとなっている。 このことから、本格的な集落統合を行うためには、行政が主導する等、行政の積極的な支援が必要であると考えられる。
⑥ 超急傾斜農地の保全活動	県内で超急傾斜農地保全加算措置に取り組む集落は75集落存在し、加算された交付金により、条件不利地域である超急傾斜地において農業生産活動が継続できる様々な取組が実施できている点は評価できる。 超急傾斜農地保全管理加算においては、集落で傾斜要件を満たす農用地があれば取り組める内容であり、活動要件のハードルも高くないことから、当加算における課題をあげた市町村はなかった。また、基礎単価で実施できるように緩和されたことで、体力のない集落においても取り組めるようになったことは評価できる。 今後も引き続き制度の周知に努めていく。
⑦ その他(省力化等)	高齢化に伴う体力の低下にあたり、労力の省力化となる機械(自走式草刈り機 等)の導入を考えていく必要がある。 本年度、モデル地区においてスマート農業に係る加算措置が実施されるが、第5期において取組みややすい内容として措置されることを望む。
⑧ ①から⑦の取組に関連した交付金の配分方法、使途のあり方	(交付金の配分割合) 基礎単価・体制整備単価ともに共同取組活動に50～60%を充てた集落が最も多く、前者が61.7%、後者が49.4%であった。一方で、共同取組活動費を100%とした集落は、前者が3.7%、後者が9.7%となっている。 活動の違いにより顕著な差は見られないが、基礎単価のみの集落においては所得補償に重きを置き、体制整備単価に取り組む集落においては、体制整備や加算活動における取組みに重きを置いている傾向があると考えられる。 (使途のあり方) 基礎単価・体制整備単価の共同取組活動における使途であるが、積立等に充てる集落が最も多く(前者34.6%、後者33.8%)、次いで道・水路管理費(前者29.5%、後者25.5%)、農地管理費(前者11.2%、後者10.4%)となっており、活動の違いにより顕著な差は見られなかった。

都道府県第三者委員会の意見

■会計の簡素化の観点だけで集落の広域化を進めていくことは難しい。また、集落だけで農村経営を完結させているのではなく、集落周辺で例えば農業や機械に詳しい企業など、様々な地域の住民や企業が関わることで、農村経営を行っていく体制の構築が必要ではないか。

■協定の広域化には、そのつなぎ役が重要となる。それが、行政やJAや地域起こし協力隊なのか地域により異なってくると思う。集落毎を繋げるような人材の育成について、国で研修を実施するなど、全国的な課題としてよいのではないか。

■農業に携わっていない人の関わりが非常に重要となってくると考えるので、そのような人達に情報が入るような媒体があれば活用して欲しい。景観保全や災害・地すべりの防など中山間地域の農地の価値を社会で共有していかないと、問題は解決しない。中山間の農地を守っていくためには、他からの投資が必要となる。

■行政の支援を抽象論で終わらすのではなく具体的に詰めていく必要がある。例えば、集落内の農用地を将来に向けてどのように考えていくのか(何を誰がどうしていくのか)、その「意思決定」について行政が支援し、さらに、社会における中山間地域の価値を発信していけば良いのではないか。

9 本制度に対する意見等

中山間地域等直接支払制度に取り組んだ結果を踏まえた、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見

本県としては、本制度を「第3期食と農業農村振興計画」の展開施策として位置付けたところであり、中山間地域が抱える諸課題の解決にあたり、本制度の果たす役割は非常に大きなものであると認識しており、今後も制度継続を強く要望する。

また、協定参加者の高齢化や担い手不足等により、農地を守る基礎的な活動も困難と感じる集落が複数存在する中、次期対策においては、基礎活動が困難である集落については最低限の労力で取り組める内容(場合によっては交付単価を下げる等)とし、さらなる活動のレベルアップを図れる集落については加算活動を充実させる等、それぞれの集落の実情に合わせて制度に参加できる内容へと改良されることを望む。

以下内容について併せて要望・意見とする。

■対象地域要件の緩和を行うこと

農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域は、ほ場の傾斜条件や生産条件などが特定農山村法、山村振興法、過疎法等の法律で指定された地域と同等であることから、これらの地域においても、国の負担割合を法指定地域と同等とすることが妥当である。

■傾斜基準(畑)の緩和を行うこと

田に比べ畑の傾斜基準が厳しいことから、畑部分を対象としていない集落が多数存在している。また、田から畑に地目変更(果樹等)した場合に、現状では大幅に(最大で17,500円(10a当たり))交付単価が減少してしまい、集落全体の交付金額が減少することを懸念して、転作を考える農業者の支障となっている。

多面的機能を維持及び耕作放棄地の発生を防止する観点から考えれば、田も畑も同等の単価とすることが妥当であると考ええる。

■多面的機能支払制度との整理を図ること

両制度(中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度)で相違する点や活動範囲が重複する場合の明確な基準が示されていないため、市町村や集落においては活動違反となることを懸念して、多数の地域で、それぞれの制度における農用地が重複しないよう活動が行われている(制度に取り組みたいのに取り組めない)のが実情であるため、マニュアルの整備や事例紹介を行うこと。

■事務の簡素化を図ること

集落の参加者の高齢化により、活動に係る事務処理が大変負担となっており、協定書等の作成について必要最低限の記載項目とするとともに、調査や報告についても必要最低限とすること。

■集落連携機能維持加算における要件緩和

高齢化や集落機能の低下への対応策として、集落の枠を超えて広域化を推進していく必要があると考えるが、現行制度の加算要件においては協定の統合や新規参加者を呼び込む等ハードルが高く、広域化推進の起爆剤とはなっていないため、当加算措置の要件緩和を検討されたい。

■評価区分別（市町村数・割合（％））

区分	市町村数	割合（％）
A おおいに評価できる	17	23.9%
B おおむね評価できる	52	73.2%
C やや評価できる	2	2.8%
D さほど評価できない	0	0%
E ほとんど評価できない	0	0%
F 全く評価できない	0	0%
G その他	0	0%
合計	71	100%

■市町村別評価一覧

市町村	総合評価	評価区分
小諸市	協定農地は小さな農地が多いため、農地の形成・集積が困難である。本事業により耕作放棄地の抑制ができています。	A
佐久市	集落の計画に沿った活動が実施されており、優れた取り組みとして評価できる。	B
小海町	協定の締結・一定の交付金により、農地や施設の適切な維持管理が行われている。 個人だけでは、耕作放棄地も生まれていたかもしれない。 ただ、高齢者が増加していく中で、事務処理など簡略化できる部分があれば、一人当たりの負担は減少すると思う。	B
南牧村	集落で活発的に話し合い・農地維持の意識が生まれた。また、耕作放棄地の発生についても防止ができた。	A
南相木村	農地維持、水路の維持等ががされており、おおむね評価できる。	B
北相木村	計画通り実施できていると判断できる。高齢により耕作できない農地もすぐに別のものが耕作するなど十分な取り組みが行われている。また、新たな担い手として、新規就農者を1組受入れるなど、農地を維持しようという意識が高い。	A
佐久穂町	この交付金がなければ放棄されていたであろう農地の維持や管理について、継続できていることは大きな効果であるし、集落の活性化や将来に向けた話し合いが増えたことは、高齢化・過疎化が進む集落において、農用地の維持ばかりでなく、コミュニティの維持や地域活力の増進にも大いに役立っている。一方、高齢化による地域の労力不足は否めず、担い手の育成や新規就農者の取り組みなど、今後に向けた取り組みの必要性が求められていることから、総合的におおむね評価できることとした。	B
御代田町	生活の多様化や高齢化による後継者不足、兼業化等の社会・経済情勢の変化により水田の遊休・荒廃化が進む中で、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする仕組みのひとつである本事業については、大いに意義にあるものと考えている。集落組織として、農用地の利用集積や作業の受委託等に積極的に取り組み、水田の保水機能や緑地景観形成等の多面的機能の増進活動を実施できたこと、また、第一期からの継続による共同管理意識や活動の定着は大いに評価することができる。しかしながら、発足当時から中心的役割を担ってきた方の高齢化が進み、世代交代もなかなか進まない状況にある中で、新しい取り組みを始めることに組織として難しい部分もある。	B
立科町	耕作放棄地の発生防止と、集落での農地保全・維持管理、農地周辺や水路の補修整備については、各取組が継続して実施されており、一定の効果があつたと考えられる。	B
上田市	農道や水路の清掃等の共同作業を通じて協定参加者相互の交流が図られるとともに、各地域ごと必要とする活動に交付金を活用することができ、耕作放棄地の発生を抑制することにつながっている。	B
東御市	第1期対策から継続して取り組みを行ってきたことにより、市内での本制度の効果や使途の理解が深まった。耕作を断念する前に支援を行う機運やそれを支える組織体制の整備が各集落協定に生じた。 今後の課題として離農者や都市部在住の地権者との意識共有が必要になってくる。	B

市町村	総合評価	評価区分
青木村	この制度があることで、集落全体で地元の農地を管理していこうという意識が形成され、集落による共同作業の充実、円滑な担い手への集約、新規就農者の受入につながり、新たな耕作放棄地の発生を防止することができた。	B
長和町	耕作放棄の発生防止、地域の活性化、集落の体制整備が図られた。 本制度は継続の声を多く寄せられている。本制度の果たす役割は当町の中山間農地を守るために非常に大きなものであると認識している。 よって、今後も引き続き、本制度の継続を要望したい。	B
岡谷市	新規就農者の受入や担い手への農地集約ができた。 鳥獣被害を防ぎ、耕作放棄地は発生しなかった。 地域の話し合いの中で、問題提起と解決に向けた意見交換ができた。	A
諏訪市	耕作放棄地の防止、農道・水路の維持管理、鳥獣害対策の電気柵・防獣ネットの設置に有効活用することができている。 共同取組活動、機械導入等により作業の効率性、集落組織の協調性が高まった。	B
茅野市	本制度のおかげで、農業生産条件が不利な地域において、農地の保全と良好な景観形成が図られている。	B
下諏訪町	協定参加者が協力しあい、萩倉地区の農地を荒らすことなく保全することができた。	B
富士見町	富士見町は傾斜地が多く、農家の方の維持管理作業に係る労力等が非常に負担になっていた。しかし、本制度の取組によって農家個人個人への配分金や共同取組活動費が交付されることにより、遊休農地や荒廃地が増えることなく維持管理作業が行えている状況である。また、集落全体で取り組む事により集落での話し合いの場も設けられるようになり、農地について検討する場が設けられたり、コミュニケーションが図られるようになり高く評価できる。しかし、荒廃農地が出た場合全額遡及返還になる等の条件もあり、高齢者が増えてきていることもあり、次期対策については協定面積の減少の可能性もある。	B
原村	各協定とも、役員が中心となって意欲的に取り組んでいる。	A
伊那市	全ての協定でそれぞれ掲げた目標は達成できており、制度の効果があると評価するが、次期対策期間及びその後の協定並びに集落の存続に向けた具体的なビジョンを描ける集落は少ないと感じている。	B
駒ヶ根市	全体的に集落協定の取組みとしてのステップアップが図られており、今後も意欲的な活動が着たいできる状況になっている。 但し、本制度の継続が不可欠な状況に変わりはない。	B
辰野町	高齢化が進む中、中山間での農地を維持していくには必要な制度です。この制度があるので現在農地を維持出来ています。	B
箕輪町	交付金を受けることにより、農地の荒廃防止、農業活動の継続等の意識が高まった。 湿田対策事業等行い、農地の条件を改善し農地の機能維持に努めている。	A
飯島町	一定の交付金が交付されるため、安定した農地維持活動ができた。各地区での将来的な維持管理の計画がなされていない。	C
南箕輪村	将来における持続的な農業生産活動、農地維持を実現させるため、取組を行ってきた。各項目とも良好に実施され、組合の運営も円滑に図られていることから、本制度の有する目的に資することができているものと評価できる。 将来にわたって維持していくための話し合いをさらに重ね、非農家等多様な人材の参加推進を図り、地域の発展に資する取組に期待したい。	A
中川村	各活動項目に対して、集落協定内での課題改善や、特色を活かした活動により地域の活性化に寄与しており、非常に有効な制度である。	A
宮田村	一部、指導すべきことはあるが、概ね事業の趣旨にそった取り組みができている。	B
飯田市	・交付金の使途は、集落協定全員の同意の下、常識の範囲内で自由に使えるため、集落協定の先進的な活動、発想により地域の活性化が期待される制度である。また、5年間という一定期間、安定した交付金が交付され、農用地の維持保全、集落全体の景観保全、水路、農道の施設管理もできる。 ・また、対策期間中に耕作できなくなってしまう場合の返還制度の緩和も大きい。原則、期間中は農業生産活動が続けるという意識があるため、高齢者も頑張って参加している状況。逆に、高齢を理由に集落に迷惑を掛けたくないという理由で、協定に参加しない農業者もいる。 ・制度の改正が毎年のようにあり、利用しやすいようにとの考えと思うが、協定参加者も、市町村も改正に振り回されている状況にある。	B

市町村	総合評価	評価区分
松川町	制度とすれば耕作放棄地の防止に繋がり、また農家の方の収入にも繋がったため活用して良かった。 農地を守る必要性を集落の方に理解してもらうには、良い制度だと思う。 しかし、当町では返還事例が発生するなど、制度に対する認識等が町・集落ともに甘かった。第5期にむけて消極的な協定員も多くいるため、引き続き推進に力をいれる必要がある。	A
高森町	中山間地域内で傾斜地による条件不利地で耕作を行われている農業者に対して、交付金を交付することにより農業を持続的に取り組まれる意欲に繋がっていると思われる。また、農地維持に関してある一定の規制があることにより集落内での農地の利用方法や維持活動について話し合いが持たれる場が作られていると感じる。評価区分Aにできなかった理由としては、返還要件の縛りが厳しいことが疑念に感じるためである。集落間での広域連携を図ることで返還要件が緩和されるが、その要件について個別の集落でも許してもらいたい。(多面的機能支払事業の返還要件と同様レベルが理想)	B
阿南町	全ての組織が持続可能な地域作り、農地維持を目標に活動できた。良好な活動である。	B
阿智村	中山間地特有の農業困難地域が多いため、本制度があることで維持できていると考えられる地域が多い。しかし、高齢者が多い中山間地域で制度内容を理解して今後も活用するには理解しづらい要件が多いと感じる	B
平谷村	本制度により協定を結んでいる集落については、集落内で協力し合い、計画に基づき農地・水路・農道の適正な維持管理が行われている。交付金は農地の保全、維持管理等に使用され、有効に活用されている。本制度は耕作放棄地の発生防止、集落の活性化に対して有効な対策となっている。今期以降についても制度が継続していくことを望んでいるが、集落内の高齢化率が高くなっているため、今期よりも参加者、協定面積が少なくなることも考えられる。	B
根羽村	農地維持の意識はあるものの、活動自体について集落は限界を感じている。そのため、集落間連携について、考え始めている	B
下條村	協働意識が高まったり、耕作放棄地の発生防止に効果を上げている。	B
売木村	どの集落においても、協定に従った取り組みが行われており、農地を維持管理し守る対策ができている。しかし、農業従事者の高齢化等により、当初の計画を見直さなくてはならない箇所もあり、苦労しながら取り組んでいる集落も出てきている。	B
天龍村	高齢化・担い手不足に悩む中、1期(5年間)参加者が協力して取組活動することができた。後継者が中々存在しないなか、次期協定継続については大きな変化の節目となりかねない。	B
泰阜村	「国の農業政策はコロコロ変わりすぎて信用できないが、この中山間直接支払制度はたいへんありがたい」といった声を農家から聞いたことがあるが、本音なんだろう。4期対策ということもあり、農家にとってはなじみも深く非常に効果のある制度である。また、交付金の使途も非常に使い勝手が良かったため、施設の維持修繕だけでなく、大規模改修等を行った集落もあり、ありがたいと思う。全集落とも取り組み内容や実績はおおむね評価できる。	B
喬木村	農地維持を行っていくことに対し、集落が一体となり取り組むことができ、継続的な農地維持への意識が一定程度醸成される。また、本協定を締結している集落については、管理ができない場合、返還義務が生じることから、耕作放棄地発生防止の抑止力として効果があるため本評価とした。しかし、高齢化により、担い手が不足している限界集落である地域においては、今後取組が難しくその対策には直結していないことから、やや評価ができるとした。	C
豊丘村	本制度により協定を結んでいる集落については、集落内で協力し合い、計画に基づき農地・水路・農道の適正な維持管理が行われている。交付金は農地の保全、維持管理等に使用され、有効に活用されている。本制度は耕作放棄地の発生防止、集落の活性化に対して有効な対策となっている。	B
大鹿村	協定取組により、遊休農地の解消ができ事業効果を実感できたことによって、農地維持の意識が醸成された。同時に、協同作業によって集落の活性化が図られ、1ターン者等との交流ができ今後の協定活動への基盤が作られた。	B
木曽町	地域営農体制が継続され、事業目的は達成できていると評価します。	B
上松町	制度のお蔭で高齢化が進んでいる中でも農地は維持できている。	B
南木曽町	本制度により地域全体の農地に対する共同意識が増加し、地域の農業は地域で守るという意識が定着してきた。	A

市町村	総合評価	評価区分
木祖村	交付金が交付されることで、集落ぐるみで農地を維持する機運が向上し、結果として耕作放棄地の発生が防止され、環境の保全にもつながっていることから制度の大部分について評価している。	B
大桑村	今後、更に高齢化が進み、集落での農業生産活動の維持に不安が残る。	A
松本市	未だに、返還措置や、事務処理等について不安や不満の声があるため。 作業軽減のための加算措置があれば是非利用したい。(新たな機械の導入や、土地の整備に使用できそうなもの)	B
塩尻市	本制度がある中で、農地を維持管理していくという意識が集落代表者を通じて参加者へ浸透しており、集落全体及び個人の中でも以前に比べ圃場の管理ができてきている状況である。また、補助金をもらっていることから責任感もあり、参加者間でのコミュニケーションも取られており集落としての一体感が生まれている。	B
安曇野市	本制度の交付金を活用し、耕作放棄農地での農業生産活動、ほ場畦畔や農道の共同管理が可能となった。集落協定に係る計画策定や事業実績報告を行う場が設けられたことから、農地の保全や維持管理に対する関心が高めることが出来た。また、作業に係る手当が得られることから、協定参加者の作業意欲を持続させることが出来た。 今後このような制度を継続するには、集協定参加者の高齢化対策や後継者不足への自治体支援が必須になってくると考える。	B
麻績村	制度に取組んだことにより、耕作放棄の発生防止、地域・集落の活性化の促進、多面的機能の維持、発揮におおいに効果が発現されたと認められる。 また、総合的な観点から見ても、この制度が集落にもたらす影響は極めて大きく、かつ、良好であることから、左記の評価区分とする。	A
生坂村	遊休農地の発生が抑制されているほか、協定農用地の農業者による集団的な活動が行われている。	B
筑北村	制度に参加することにより、協定地内の農業生産活動が維持され、耕作放棄地の抑制及び多面的機能の維持にも効果があつた。 また、集落の繋がりが深まり、本制度に参加したことは地域にとって有効的な事業であったことからA評価とする。	A
大町市	本交付金が中山間地域の農地を維持していく意欲につながっているのは間違いなく、地域の恩恵は大きい。しかしながら、集落の高齢化は著しく、新たな活動を開始するなど、組織としての体力や企画力については、確実に落ちていくと懸念している。	A
池田町	第4期対策により、本町の中山間地域において耕作放棄地が発生する事がなく、継続した農業を行うことができた。 各集落ごと、地域の実情に応じた農地維持活動を行うことができていた。	A
松川村	各集落ごと農地の適正な管理が行われ、集落の体制強化がより一層強まった	A
白馬村	中山間等の平地と比較すると不利な土地に交付してくれる制度はいいと思う。	B
小谷村	担い手不足や高齢化による人員減少などの課題もあるが、その状況の中で体制を維持できていることは評価できる。	A
長野市	取り組んでいる集落の多くは、山の中腹にあり法面の管理だけでも大変苦勞する農用地である。それに加えて、高齢化が進んでおり担い手も不足している状況ではあるが、本制度に取り組むことにより、共同作業の実施、総会の開催等で集落の団結力の向上につながり、農業生産活動の継続ができています。また、本制度があることにより農業を続けているという声も多数あり、継続されることが望まれている。	B
須坂市	リタイアされる方がいても、集落内の方が代わりに耕作する体制があり、耕作放棄地の防止につながった。	B
千曲市	○交付金があつたが故に、特に中山間地の共用財産(水利・農道・有害鳥獣防護柵など)の管理ができています。そのため、同交付金は無くてはならないものとなっている。 ○一方で、事務手続きや書類の負担が役員に重くのしかかっており、類似的制度(多面的機能支払交付金など)との統廃合や見直し等により、高齢者でも交付金の運用が簡単にできる、地域の実情に優しい制度運用を望む。	B
坂城町	集落が維持されており、持続的な営農活動が行われているため	B

市町村	総合評価	評価区分
高山村	本制度の取り組みにより、耕作放棄地の発生防止、農業用施設の維持管理、農山村の原風景を守るなどの景観保護活動等、農地保全の観点からおおむね評価できる。	B
信濃町	・協定を結ぶことで集落の農地の保全活動へのモチベーションが高まり、農用地、施設の管理も出来て農地維持につながっている。 ・中間年評価時の指導・助言については、各集落で着実に実行していて、今後も確実に実施が見込まれるため。 ・集落協定に基づき各集落で着実に事業を実行しており、今後も確実に実施が見込まれるため。	B
小川村	本制度は、村の主産業である農業を、維持していく上で重要な役割を果たしている。農道・水路整備に交付金を使うことによって、農家の負担を軽減している。	B
飯綱町	本制度は、町の主産業である農業を、持続的かつ効果的に行う上で重要な役割を果たしている。道普請や草刈り、農道・水路整備に交付金を使うことによって、農家の負担を軽減している。	B
中野市	農業生産活動として取り組むべき事項については、各集落で着実に取組が実施されており、協定農用地の耕作・維持管理が継続できていることから、短期・中期的には中山間地域等直接支払制度の効果は発揮されているものと考えられる。しかしながら、協定参加者の高齢化が進み、10～15年後の将来を見通せていない集落がほとんどで、長期的な面での不安は解消されていない。	B
飯山市	本制度取組み集落においては耕作放棄地発生の抑制効果および住民による農業施設の維持管理活動の推進に効果が発揮されていると認められるためこの評価区分とする	B
山ノ内町	当該事業を実施することで耕作放棄地の発生防止に一定の効果があるとともに、集落ぐるみで農業生産活動等を維持する意識が高まったと思われる。しかし、参加者の高齢化や担い手・後継者不足という現状の中、今後事業の継続が難しい集落がやはり出てくるとされる。	B
木島平村	地域の話し合いが行われ、活動も概ね期待通りの効果が出ているが、長期的な農地の保全に課題が残る。	B
野沢温泉村	・この交付金のおかげで条件不利地である中山間地の農地について維持することができている。集落で農地を維持している意識を高めることができ、農道・水路等の把握や、定期的な点検も実施することができた。	B
栄村	耕作放棄防止対策に効果がみられる。	B